

◎新潟県告示第177号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年2月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
胎内市	胎内市の地籍図及び地籍簿 黒俣の一部
阿賀町	阿賀町の地籍図及び地籍簿 大字豊川の一部
阿賀町	阿賀町の地籍図及び地籍簿 大字豊川の一部
関川村	関川村の地籍図及び地籍簿 大字小見、上野山及び滝原の各一部

2 認証年月日

令和3年2月8日